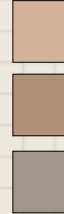
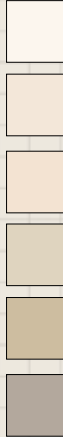


板橋区景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Itabashi City

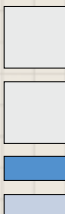
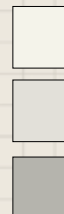
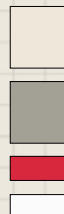
令和 5 年 3 月 改訂
(案)

住宅地



住商混在市街地

住工複合市街地



もくじ

今回改訂による
主な内容変更箇所

部会意見を踏まえた
変更箇所（本文中）

① ビジュアル解説いたばしの色	P.3
01 色彩から考える板橋の景観づくり	P.3
02 板橋らしい風景と色彩	P.4
03 区が目指す色彩景観	P.5
② 景観色彩ガイドラインの目的と構成	P.6
01 景観色彩ガイドラインの目的	P.6
02 景観色彩ガイドラインの対象	P.6
03 景観色彩ガイドラインの対象とならないもの	P.7
04 景観色彩ガイドラインの使い方	P.8
③ 板橋らしさを育む色彩の配慮事項	P.9
01 景観色彩の秩序	P.9
02 8つの景観要素と色彩	P.10
02-1 崖線…融和の色	P.11
02-2 川…うるおいの色	P.12
02-3 道…連なりの色	P.13
02-4 商店街…にぎわいの色	P.15
02-5 住宅地…落ち着いた色	P.16
02-6 公園・緑地…憩いの色	P.17
02-7 農地…ふるさとの色	P.18
02-8 工場…活力の色	P.19
03 建築用途と色彩	P.20
04 建築の規模や形態に応じた色彩	P.21
05 にぎわいを創出する色彩 アクセント色の配慮	P.22
06 大規模建築物の色彩設計プロセス	P.23
④ 板橋区景観計画における色彩基準	P.24
01 一般地域の色彩の解説	P.24
02 景観形成重点地区 板橋崖線軸地区の色彩の解説	P.26
03 景観形成重点地区 石神井川軸地区の色彩の解説	P.27
04 景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区の色彩の解説	P.29
05 景観形成重点地区 常盤台一丁目・二丁目地区の色彩の解説	P.33
06 景観形成重点地区 板橋宿不動通り地区の色彩の解説	P.37
⑤ 一般地域の色彩ガイドライン	P.39
01 ゾーン区分について	P.39
02 住宅地の推奨色と考え方	P.40
03 住商混在市街地の推奨色と考え方	P.44
04 住工複合市街地の推奨色と考え方	P.48
⑥ 景観形成重点地区の色彩ガイドライン	P.52
01 各地区に求められる色彩	P.52
02 板橋崖線軸地区(主要道路沿いの商業集積地)の推奨色と考え方	P.56
03 板橋崖線軸地区(住宅地)の推奨色と考え方	P.60
04 石神井川軸地区の推奨色と考え方	P.64
05 加賀一・二丁目地区の推奨色と考え方	P.68
06 常盤台一丁目・二丁目地区の推奨色と考え方	P.72
07 板橋宿不動通り地区の推奨色と考え方	P.76
⑦ 公共施設の色彩ガイドライン	P.80
01 公共施設の役割	P.80
⑧ 屋外広告物の色彩ガイドライン	P.81
01 屋外広告物と景観	P.81
⑨ みんなで取組む景観づくり	P.82
01 戸建住宅の色彩の考え方	P.82
02 身近な風景の色彩と工夫	P.83
⑩ 色彩の基礎知識	P.84
01 マンセル表色系	P.84

板橋区では、建築物等の外観について、使用面積ごとに色彩基準を定めています。

- 外壁基本色**は、建築物等の外観の基調となる色彩で、外観の印象に大きな影響を与えるほか、周辺の街並みとの連続性などにおいても重要な役割を果たします。
 - 強調色**は、外壁基本色を補足し外観の印象を特徴づけたり、外壁基本色と組み合わせて大規模な壁面を分節化するなどの効果を持つ色彩です。
 - アクセント色**は、建築物等のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために、目線に近い低い位置に小さな面積で効果的に用いる色彩です。(令和3年4月の景観計画改定により使用可能となりました。)
 - 屋根色**は、勾配屋根の色彩で、街並みの連続性を創出したり、背景の緑と調和した外観を形成するために重要な色彩です。
 - 建築物の色彩**は、基調色の印象とそれに組み合わせる強調色、アクセント色、屋根色の配色で大きく変化します。適切な配色計画により、美しい街並みを彩る建築物等をデザインしてください。
- なお、建築物の規模や種類によっては、必ずしも強調色やアクセント色を必要としない場合があります。



部位名称	面積・要件
外壁基本色	外壁各面のすべての面積で、外壁基本色の基準に適合した色彩を用いることができます。
強調色	外壁各面の面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。
アクセント色	建物の低層部（地区ごとに高さの基準あり）かつ、外壁各面の面積の1/20以下でアクセント色の基準に適合した色彩を用いることができます。
屋根色	勾配屋根の場合は、屋根色の色彩基準に適合した色彩を用いてください。

2 景観色彩ガイドラインの目的と構成

03 景観色彩ガイドラインの対象とならないもの

次のような場合は、色彩基準によらないことができます。

(1) 伝統的素材や自然素材、着色を施していない素材色など

漆喰やいぶし瓦などの伝統的素材、石材や木材などの自然素材は、色彩基準によらないことができます。

また、着色を施していないガラスなどは、色彩基準によらないことができますが、使用する際は周辺景観への影響を十分に考慮してください。



■経年変化によって風格が増す木材などの自然素材

(2) 地域に親しまれ景観資源となっている建築物等

地域に親しまれている景観重要建造物や、文化財、歴史的な神社仏閣などの建築物等は、現況の色彩を尊重します。



■古くから地域に親しまれている神社仏閣など

(3) 独自に色彩基準を定めている地域に立地する建築物等

景観形成重点地区など、独自に色彩基準等を定めている地域では、独自基準を優先します。

(4) 法制度にもとづき色彩基準等が定められている場合

安全や識別の確保のために、他の法令で指定の色彩が定められている場合は、色彩の基準外の色彩を使用できます。

(5) その他

05 にぎわいや変化を創出する色彩 アクセント色の配慮

アクセント色は、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出するために効果的な色彩要素である一方、使い方によっては個性が強調されすぎて周囲に威圧感を与える要因にもなります。

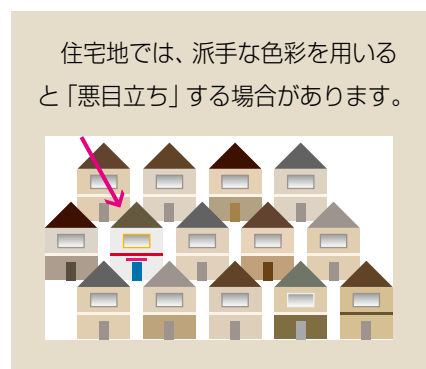
周囲の街並み景観をよく確認し、まずは、本当にアクセント色が必要かどうかを検討しましょう。

アクセント色を用いる場合は、街のスケール感にあわせて位置や面積、色調などを検討するとともに、歩行者の目線に合わせて低層部を中心に用いるなど、個性の強調だけでなく、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとします。

令和3年4月の景観計画改訂により、建築物の低層部に限定してアクセント色を用いることができるようになりました。一般地域等では、建築物等の高さ12m以下の部分で使用できますが、良好な戸建住宅地を中心とする常盤台一丁目・二丁目景観形成重点地区においては、高さ10m以下の部分に限定して使用できることとしています。

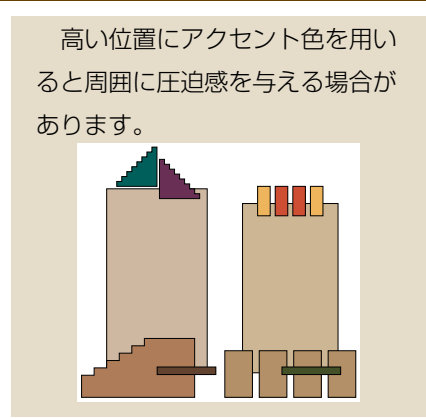
本当にアクセント色が必要か？よく検討します

- ・建築物の立地や用途、規模等によっては、必ずしもアクセント色を必要としない場合もあります。まずは、周囲をよく確認し、アクセント色が本当に必要かを精査します。
- ・特に、落ち着いた色彩が基調になっている住宅地や公園緑地周辺、河川沿い、崖線周辺などでは慎重な検討が必要です。



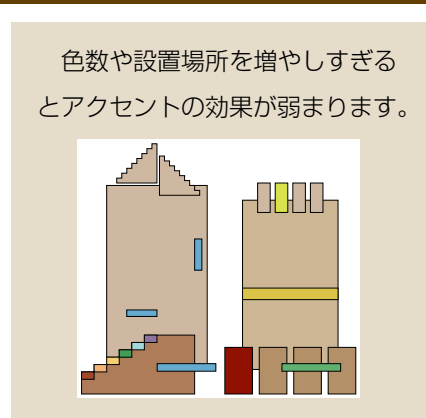
まちのスケール感や歩行者の目線にあわせ、低層部で効果的に用います

- ・アクセント色は、歩行者の目線に近い低い位置で用いると、訴求力が高まります。
- ・まちのスケール感にあわせ、住宅地では1階部分を中心に、駅や幹線道路の周辺では3階以下の部分を中心に用います。



アクセント色にも秩序が必要です

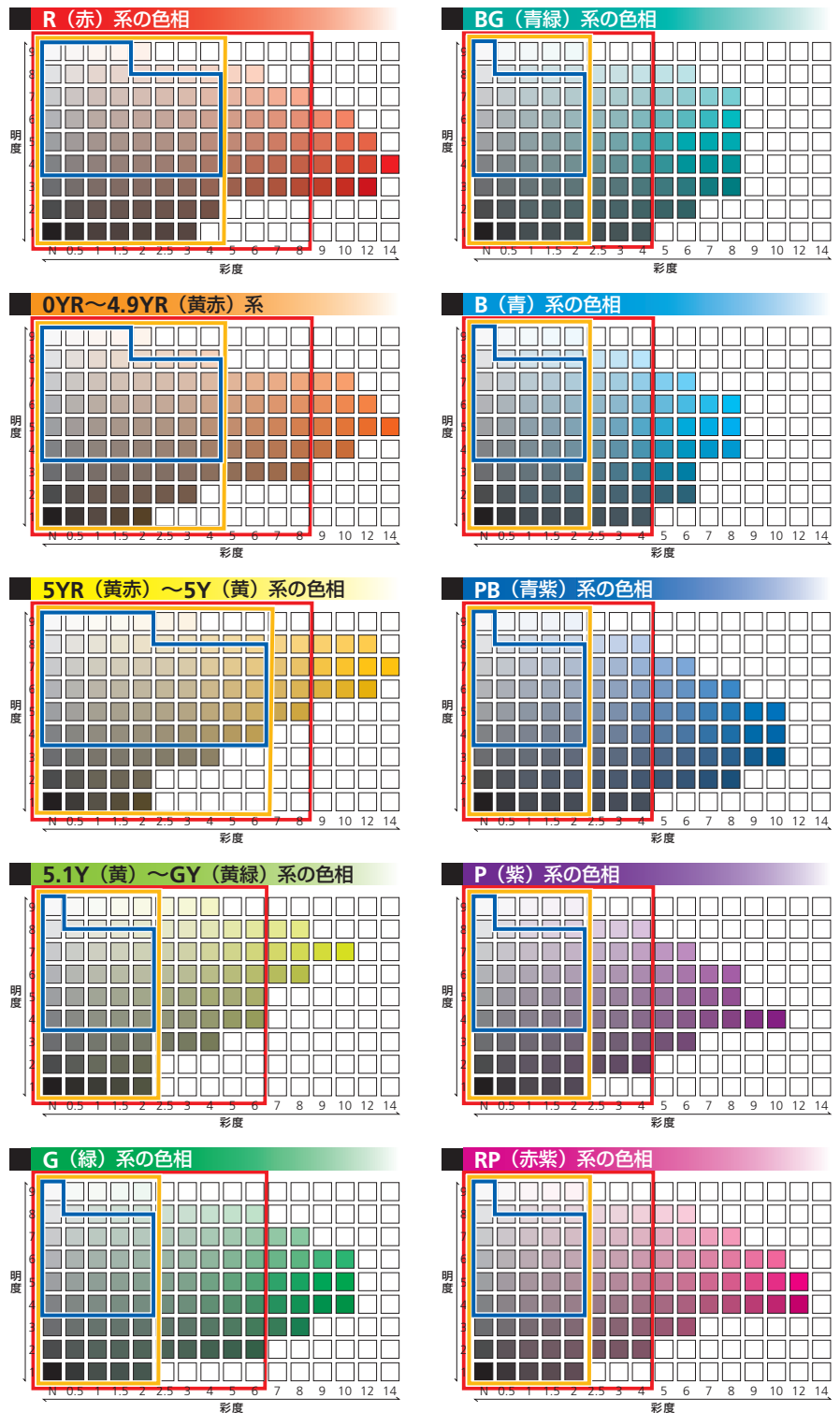
- ・アクセント色は、基調色や強調色、屋外広告物の色彩(CIカラーなど)との調和を考慮して用います。
- ・色数や設置場所を限定し、歩行者の目線や建物の機能(例えば、入口付近の人の動きが集中する場所で用いるなど)を踏まえて用いると、その効果が高まります。



色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR ~ 4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
		8.5 以上	2 以下
その他	4 以上 8.5 未満	2 以下	
N	4 以上	—	
強調色	OR ~ 4.9YR	—	4 以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色 (高さ 12m 以下の部分)	OR ~ 5.0Y	—	8 以下
	5.0Y ~ 5.0G		6 以下
	その他		4 以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲 (高さ12m以下かつ外壁の1/20以下で使用可能)

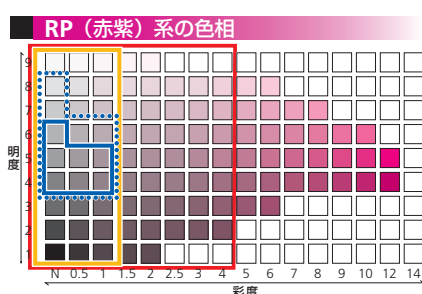
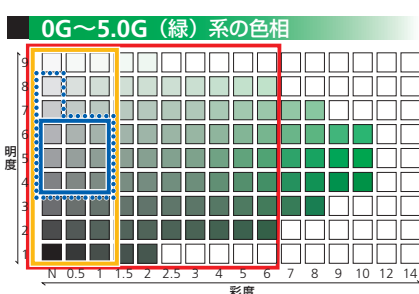
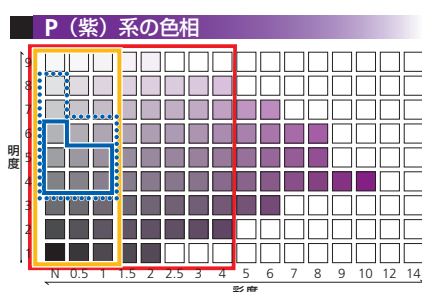
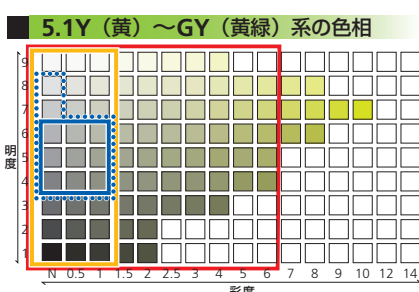
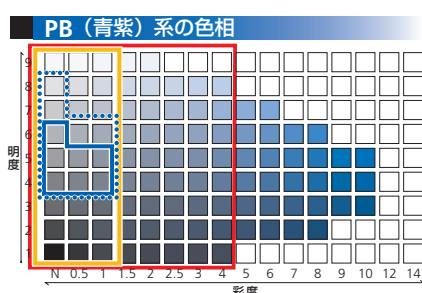
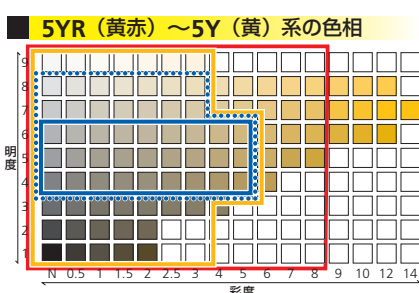
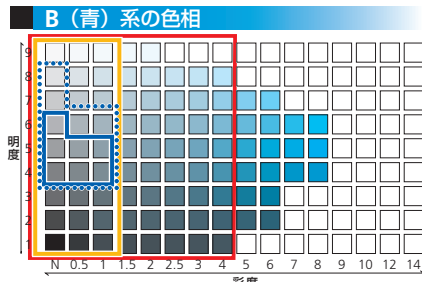
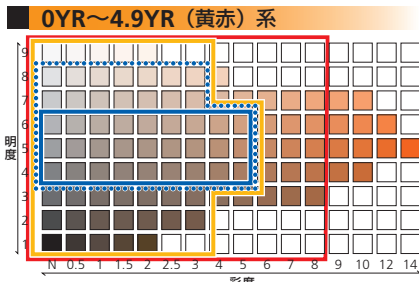
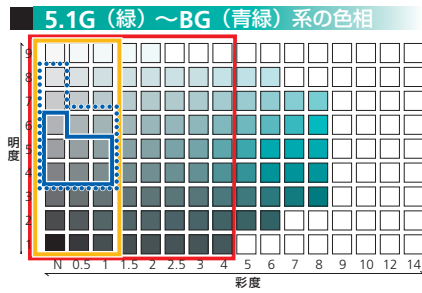
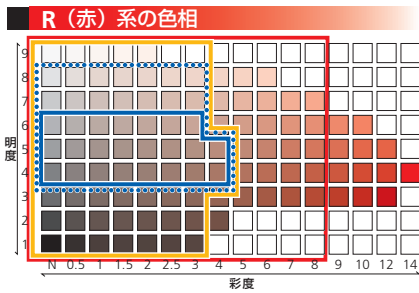
板橋崖線軸地区・石神井川軸地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	OR ~ 10R	4 以上 6 未満	4 以下
			6 以上 7 未満	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
			5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満
		その他	4 以上 6 未満	1 以下
	強調色	OR ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
			4 未満及び 6 以上	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
			4 未満及び 7 以上	3 以下
		5.0Y ~ 5.0G	—	1 以下
その他	—	1 以下		

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	OR ~ 10R	4 以上 6 未満	4 以下
			6 以上 9 未満	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
			7 以上 9 未満	3 以下
		その他	4 以上 7 未満	1 以下
	N	4 以上 9 未満	—	
	強調色	OR ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
			4 未満及び 6 以上	3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
			4 未満及び 7 以上	3 以下
その他		—	1 以下	

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	—	8 以下
		5.0Y ~ 5.0G	—	6 以下
		その他	—	4 以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



- 凡例**
- 外壁基本色の許容範囲 高さ12m未満の部分
 - 外壁基本色の許容範囲 高さ12m以上の部分
 - 外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
 - アクセント色の許容範囲 (高さ12m以下かつ 外壁の1/20以下で使用可能)

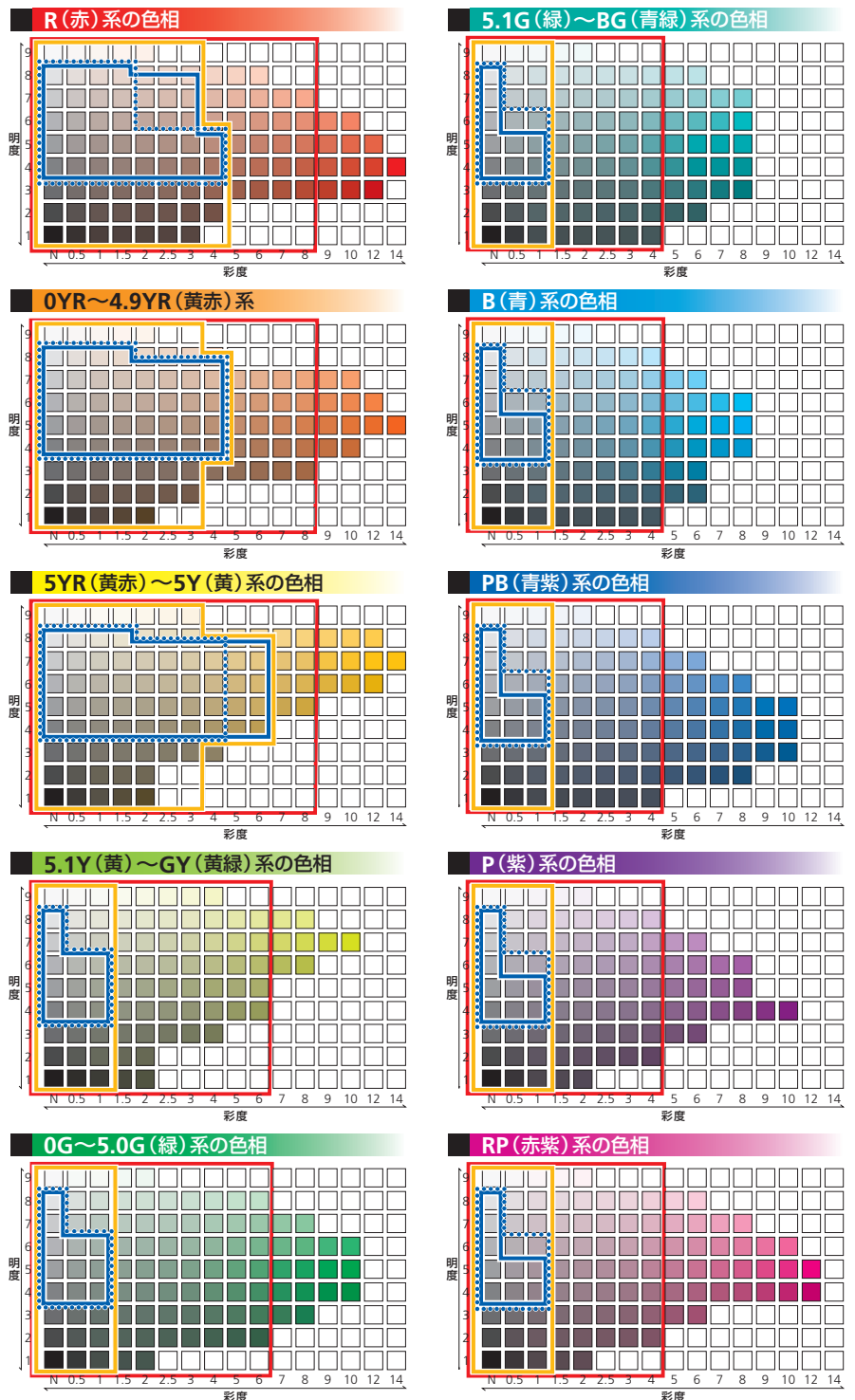
加賀一・二丁目地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度	
高さ 12m 未満の部分	外壁基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
			6 以上 8.5 未満	3 以下
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下
		0.0YR ~ 5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下
			5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満
	強調色	5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下
		その他	4 以上 6 未満	1 以下
		N	4 以上 9 未満	—
強調色	0.0R ~ 10.0R	6 未満	4 以下	
		6 以上	3 以下	
	0.0YR ~ 5.0YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	
		4 未満及び 8.5 以上	3 以下	
	5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下	
		4 未満及び 8.5 以上	3 以下	
その他	—	1 以下		
その他	—	1 以下		

基準の適用部位	色相	明度	彩度		
高さ 12m 以上の部分	外壁基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	
			6 以上 9 未満	1.5 以下	
			8.5 以上 9 未満	1.5 以下	
		その他	4 以上 7 未満	1 以下	
			N	4 以上 9 未満	—
			0.0R ~ 10.0R	6 未満	4 以下
	強調色	0.0YR ~ 5.0YR	6 以上	3 以下	
			4 以上 8.5 未満	4 以下	
		5.0YR ~ 5.0Y	4 未満及び 8.5 以上	3 以下	
			4 以上 8.5 未満	6 以下	
その他	—	1 以下			

基準の適用部位	色相	明度	彩度
高さ 12m 以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	—
	アクセント色	5.0Y ~ 5.0G	—
	アクセント色	その他	—

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m未満の部分
- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m以上の部分
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ12m以下かつ
外壁の1/20以下で使用可能)

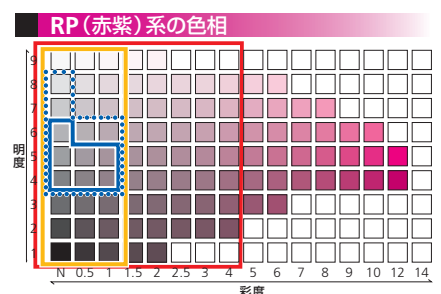
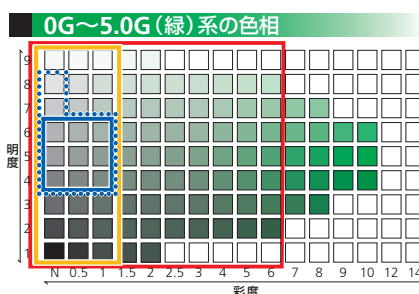
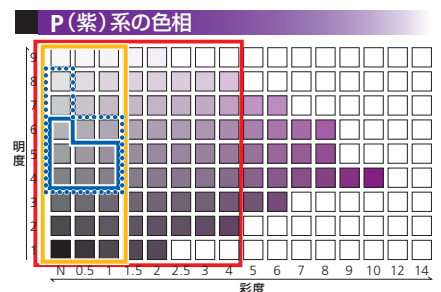
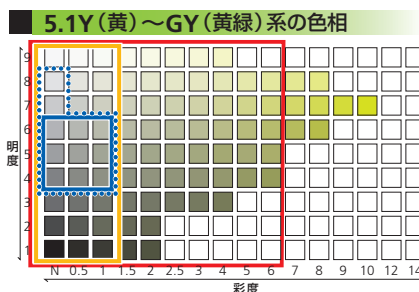
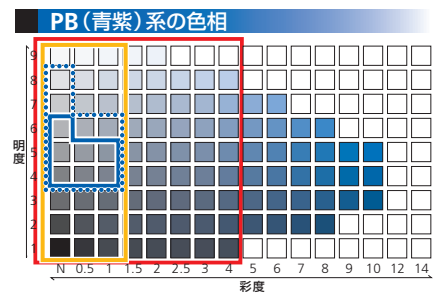
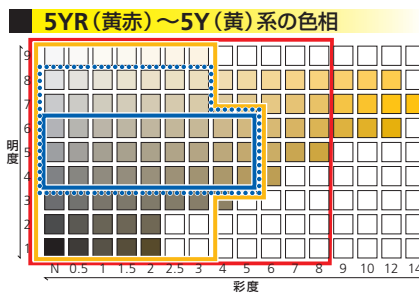
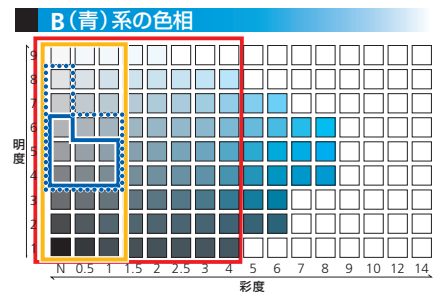
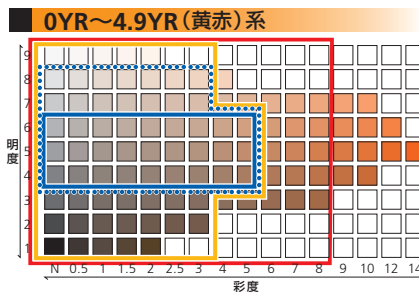
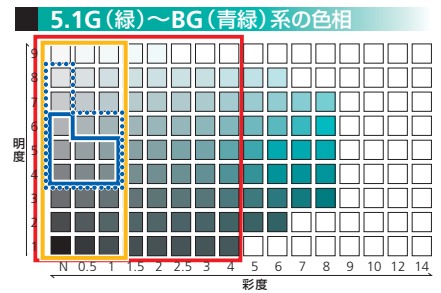
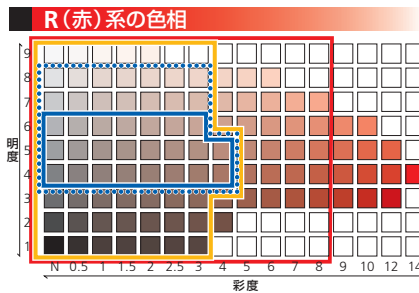
加賀一・二丁目地区のうち、石神井側沿い区域の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満 6 以上 7 未満	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下
		その他	4 以上 6 未満	1 以下
		N	4 以上 7 未満	—
	強調色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 未満及び 6 以上	3 以下
		5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	5 以下
		その他	4 未満及び 7 以上	3 以下
		その他	—	1 以下

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満 6 以上 9 未満	4 以下 3 以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満 7 以上 9 未満	5 以下 3 以下
		その他	4 以上 7 未満	1 以下
		N	4 以上 9 未満	—
		0.0R ~ 10.0R	4 以上 6 未満 4 未満及び 6 以上	4 以下 3 以下
	強調色	0.0YR ~ 5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
		その他	4 未満及び 7 以上	3 以下
		その他	—	1 以下

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	—	8 以下
		5.0Y ~ 5.0G	—	6 以下
		その他	—	4 以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

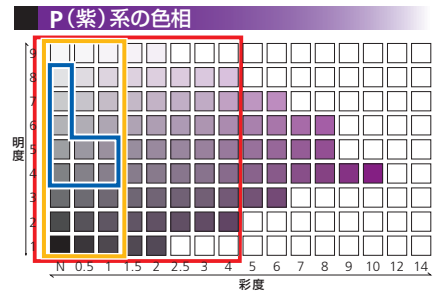
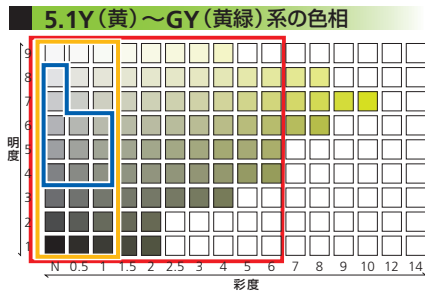
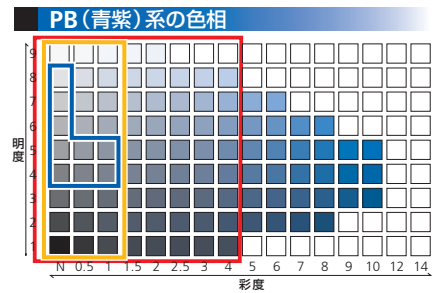
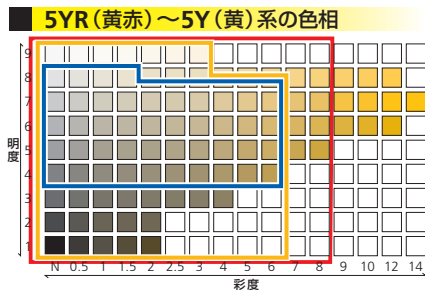
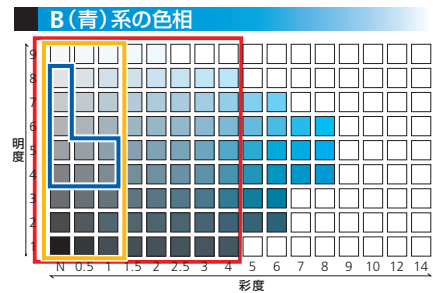
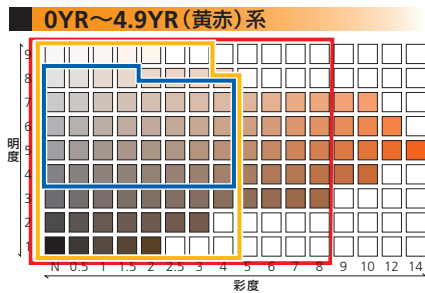
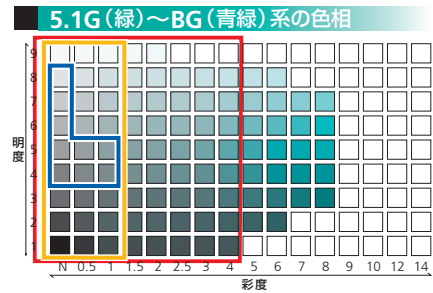
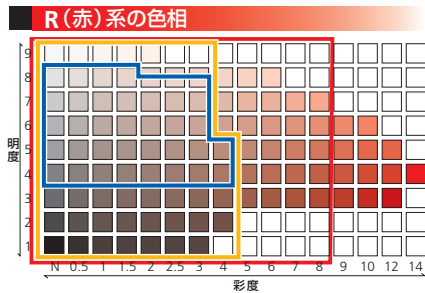
- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m未満の部分
- 外壁基本色の許容範囲
高さ12m以上の部分
- 外壁強調色の許容範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲
(高さ12m以下かつ
外壁の1/20以下で使用可能)

常盤台一丁目・二丁目地区のうち、ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		6以上8.5未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5以下
	0.0YR ~ 5.0YR	4以上8.5未満	4以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上9以下	1.5以下
5.0Y ~ 5.0G	4以上7未満	1以下	
その他	4以上6未満	1以下	
N	4以上9以下	—	
強調色	0.0R ~ 10.0R	6未満	4以下
		6以上	3以下
	0.0YR ~ 5.0YR	8.5未満	4以下
	5.0YR ~ 5.0Y	8.5以上	3以下
		8.5未満	6以下
5.0Y ~ 5.0G	—	1以下	
その他	—	1以下	

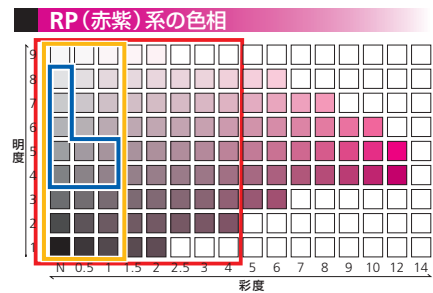
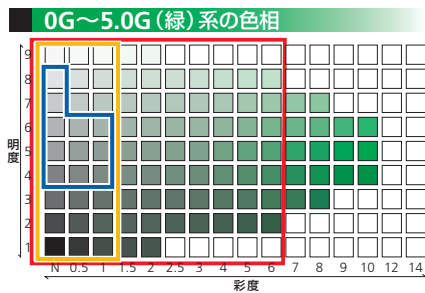
基準の適用部位	色相	明度	彩度
高さ10m以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	—
		5.0Y ~ 5.0G	—
		その他	—
			8以下
			6以下
			4以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の1/5以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲 (高さ10m以下かつ外壁の1/20以下で使用可能)

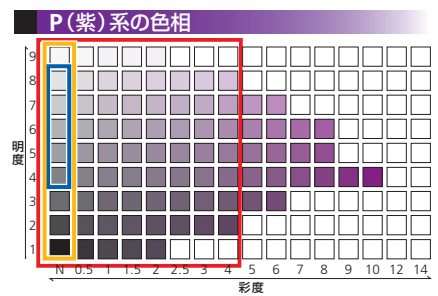
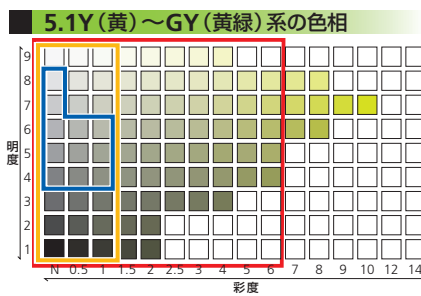
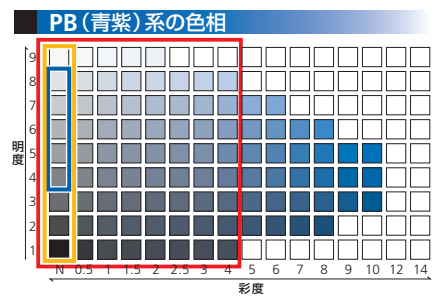
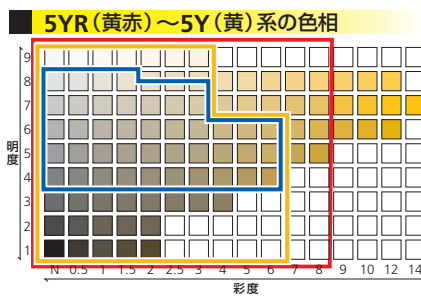
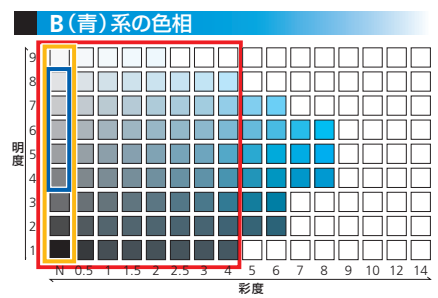
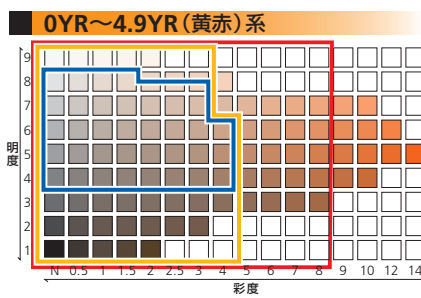
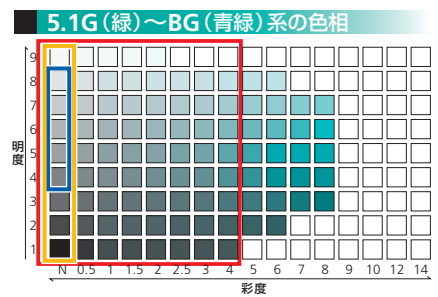
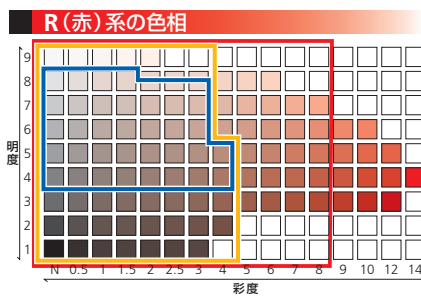


常盤台一丁目・二丁目地区のうち、中層住宅地及び低層住宅地の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		6以上8.5未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5以下
	0.0YR ~ 5.0YR	4以上7未満	4以下
		7以上8.5未満	3以下
5.0YR ~ 5.0Y	4以上7未満	6以下	
5.0Y ~ 5.0G	7以上8.5未満	3以下	
	8.5以上9以下	1.5以下	
N	4以上7未満	1以下	
強調色	0.0R ~ 10.0R	6未満	4以下
		6以上	3以下
	0.0YR ~ 5.0YR	7未満	4以下
		7以上	3以下
	5.0YR ~ 5.0Y	7未満	6以下
5.0Y ~ 5.0G	7以上	3以下	
		—	1以下

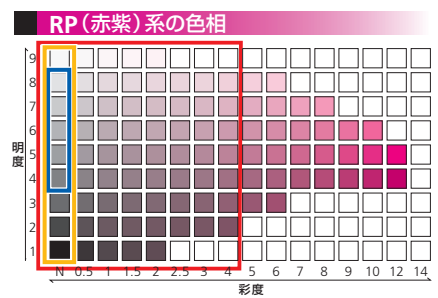
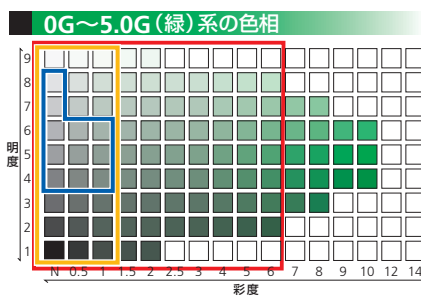
基準の適用部位	色相	明度	彩度
高さ10m以下の部分	アクセント色	0.0R ~ 5.0Y	—
		5.0Y ~ 5.0G	—
	その他	—	8以下
			6以下
			4以下

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の1/5以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

- 外壁基本色の許容範囲
- 外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の許容範囲 (高さ10m以下かつ外壁の1/20以下で使用可能)



06 景観形成重点地区 板橋宿不動通り地区の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる色彩の変更又は基準に適合していない物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準（色彩）

- ・伝統的な材料を用いるなど、温かく落ち着いた色彩を基調とし、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
- ・アクセント色を使用する場合にあっては、下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。
- ・上記のほか地域性を考慮し、商店街としてのにぎわいの演出に努めるとともに、宿場町らしさを感じられる色彩計画を行う。

色彩基準の考え方

「板橋宿不動通り地区」は、江戸時代に江戸と京都を内陸経由で結ぶ街道「中山道」六十九次のうち、江戸から数えて第一の宿駅である「板橋宿」が置かれ、大都市江戸の出入り口として交通・流通などの面で重要な役割を担っていました。

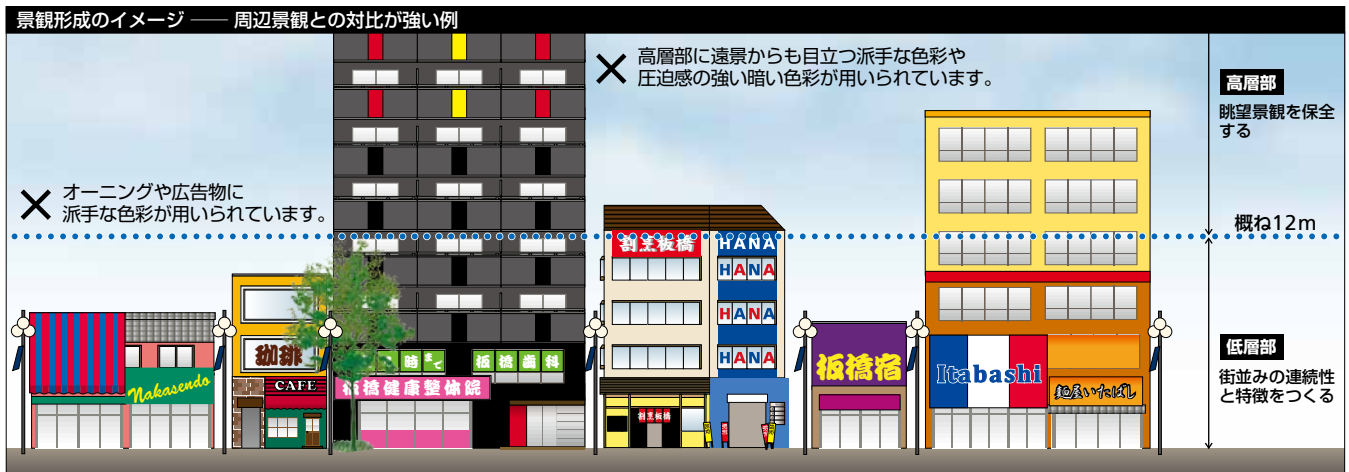
また、明治・大正時代には花街として、昭和時代以降はにぎわいある商店街として、まちの成り立ちは時代とともに変化しましたが、当地をなりわいの場とする多くの人たちの努力により、歴史や文化を背景としたにぎわいある街並みが継承されています。

本地区は、これまで重点地区に指定してきた住宅地や河川、緑地周辺の市街地とは異なり、にぎわいの創出が求められる商店街を中心とする地区です。このため、色彩基準は一般地域と同じ比較的緩やかな基準となっています。

一方、本地区を特徴づける旧宿場町の歴史や文化をいかしたまちづくりを進めるためには、伝統色の活用やマンション低層部にも街並みの連続性をもたせる工夫など当地ならではの配慮も求められます。

色彩景観形成のイメージ

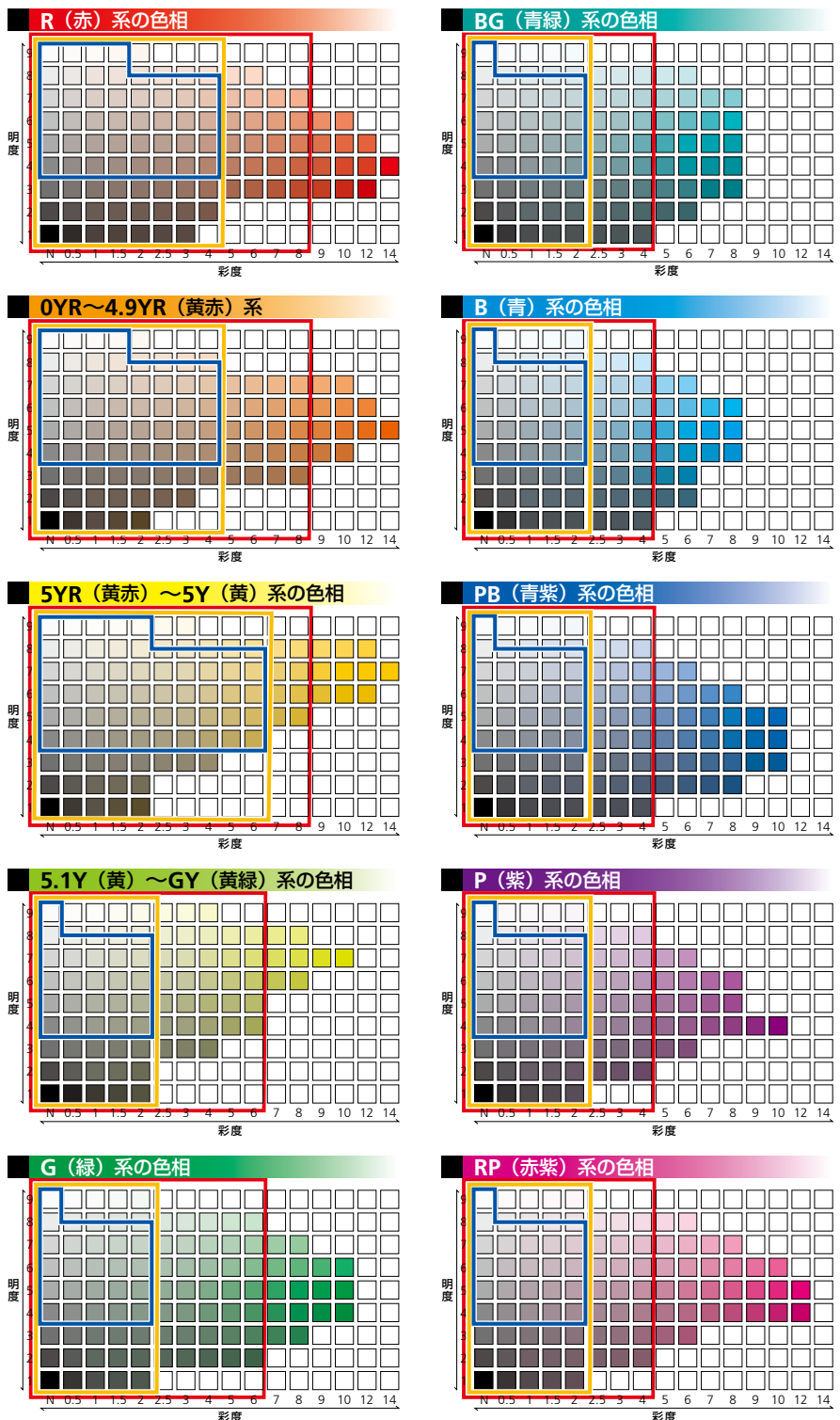
板橋宿不動通り地区における色彩景観形成のイメージです。



板橋宿不動通り地区の色彩基準（使用可能な範囲）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR ~ 4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
		8.5 以上	1.5 以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
	8.5 以上	2 以下	
強調色	OR ~ 4.9YR	—	4 以下
	5.0YR ~ 5.0Y		6 以下
アクセント色 (高さ 12m 以下の部分)	OR ~ 5.0Y	—	8 以下
			5.0Y ~ 5.0G
	その他	—	4 以下
			—

※強調色とアクセント色の面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とします。また、アクセント色の使用を検討する場合は、P.22 に記載したアクセント色の配慮を確認して下さい。



凡例

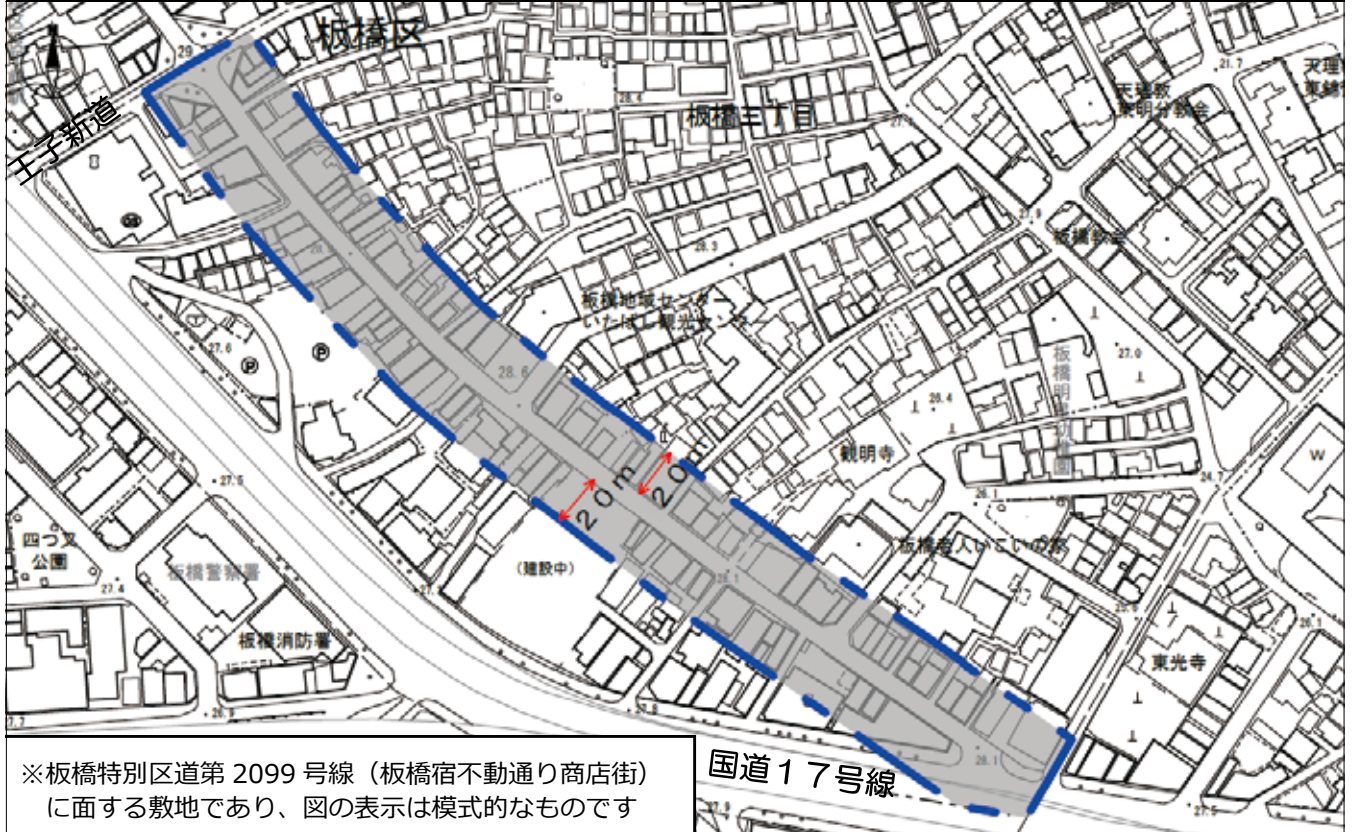
	外壁基本色の許容範囲
	外壁強調色の許容範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
	アクセント色の許容範囲 (高さ12m以下かつ 外壁の1/20以下で使用可能)

板橋宿不動通り地区

板橋宿不動通り地区は、江戸時代に中山道の宿場町として骨格が形成され、明治、大正時代には花街として、また昭和以降はにぎわいのある商店街として街並みが形成されてきています。

本地区では、こうした歴史や文化を伝える色彩を尊重するとともに、商店街としてのにぎわいの連続性なども考慮し、まちを訪れる人が、ちょっと立ち寄ってみたいくなるような、親しみと魅力が感じられる色彩景観の維持、創出が期待されます。

板橋宿不動通り地区の区域



※板橋特別区道第 2099 号線（板橋宿不動通り商店街）に面する敷地であり、図の表示は模式的なものです

07 板橋宿不動通り地区の推奨色と考え方

現況の色彩景観の特徴

板橋宿不動通り地区

- ・温もりが感じられる暖色系の落ち着いた色彩が街並みの基調となっており、寒色系の建物はごくわずかです。
- ・和洋折衷様式の戦前に建築された建物、看板建築や開口部がユニークな三階建て併用住宅の昭和の建物など、レトロな建物が見られます。
- ・近年では建て替えや高層化した店舗併用共同住宅の立地が進み、多様な様式や規模の建物が混在しています。
- ・昔ながらの小さな店舗の連なりを基本に、新しい大規模な店舗併用共同住宅の1階にも店舗が入り、商店の軒が連なる景観が形成されています。

現況の代表的な色彩景観



旧中山道に沿って親しみやすいスケールの店舗が建ち並び不動通り地区の街並み



地域の歴史や文化を彩る魅力的な店舗



緑やオーニングなどの工夫によりもてなしが感じられる店舗



和洋折衷様式の歴史的な建築物



ユニークな開口部が特徴のレトロ建築物



新しい集合住宅の低層階に連なるしゃれた店舗

宿場町としての歴史や蓄積を感じさせる色彩



ベンガラ塗りの山門 5R4.0/6.0

観明時山門

室町時代の創建と伝わる寺院で、旧中山道沿いには、寛文元年(1661)の庚申塔や朱塗りの山門などの歴史的資源が見られます。



銅版葺きの屋根 5GY4.0/1.0

東光寺

室町時代の創建と伝わる寺院です。建物は新しく建て変わっていますが、風格のある色彩が歴史の重みを伝えています。



レトロ建築の外壁 5Y9.0/0.5

住宅

洋瓦葺きの屋根や特徴的な窓廻りのデザインに特徴があり、大正、昭和時代の面影が感じられる和洋折衷様式の住宅です。

歴史や文化を背景に、にぎわいの中に懐かしさや安らぎが感じられる色彩

色彩景観形成の考え方

板橋宿不動通り地区では、旧宿場町としての歴史を背景に、身近なスケールの個店が軒を連ねる親しみやすい景観が形成されています。こうした歴史的蓄積をいかし、来訪者が立ち寄りたくなる商店街の街並みを保全・創出するために、低層階では歴史的蓄積の中にもにぎわいが感じられる色彩景観への誘導を図り、高層部では街並みへの影響を抑えた落ち着いた色彩景観への誘導を図るものとします。

旧宿場町の歴史や文化を尊重しながら、商店街としての適度な広がりを感じさせる低層部の色彩

建築物の低層部は店舗等の用途に用いられることが多いことから、適度なにぎわいが感じられる街並みとするため、推奨色は色幅を広く設定しています。

古くから存在し、まちの歴史を伝えるレトロな建築物との調和を図るとともに、歴史を想起させるような伝統色を活用するなど、歴史ある不動通り地区ならではの色彩景観形成が期待されます。

身近なスケール感の街並みに圧迫感を与えない高層部の色彩

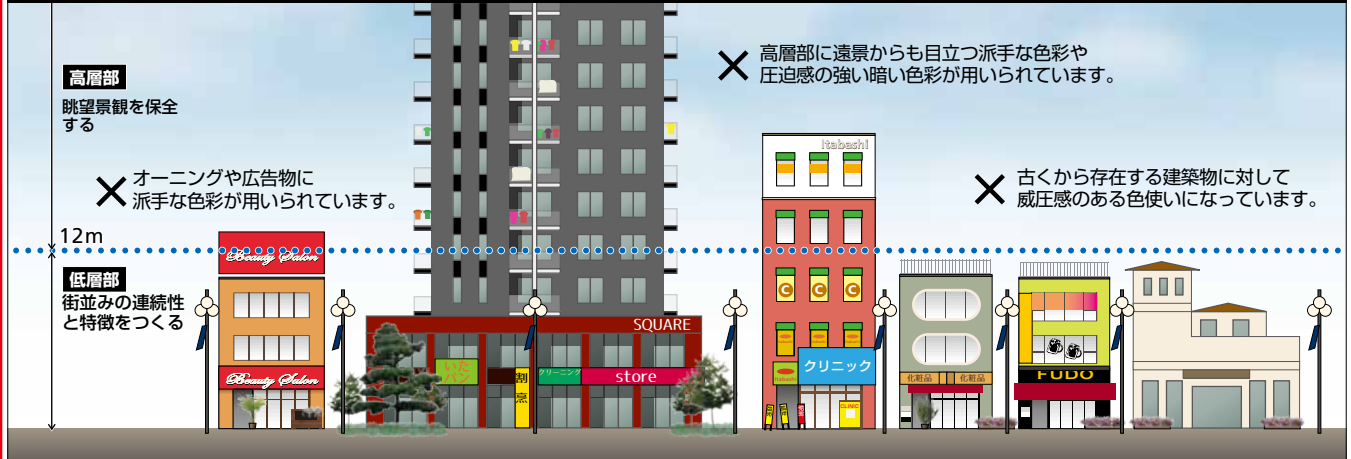
本地区では高層化が進んでいますが、旧中山道の通りのスケールに見合った街並みを形成するため、建築物の高層部については、商店街の街並みに圧迫感を感じさせない、明るく落ち着いた色調を基本とします。

マンション等住居系の建築物の場合は、バルコニーの面材についても十分な配慮が必要です。ガラスの場合は乳白色の中間層を設け、縦格子の場合は手すり子のピッチを小さく設定するなど、設備機器や洗濯物などを見えにくくする配慮が求められます。

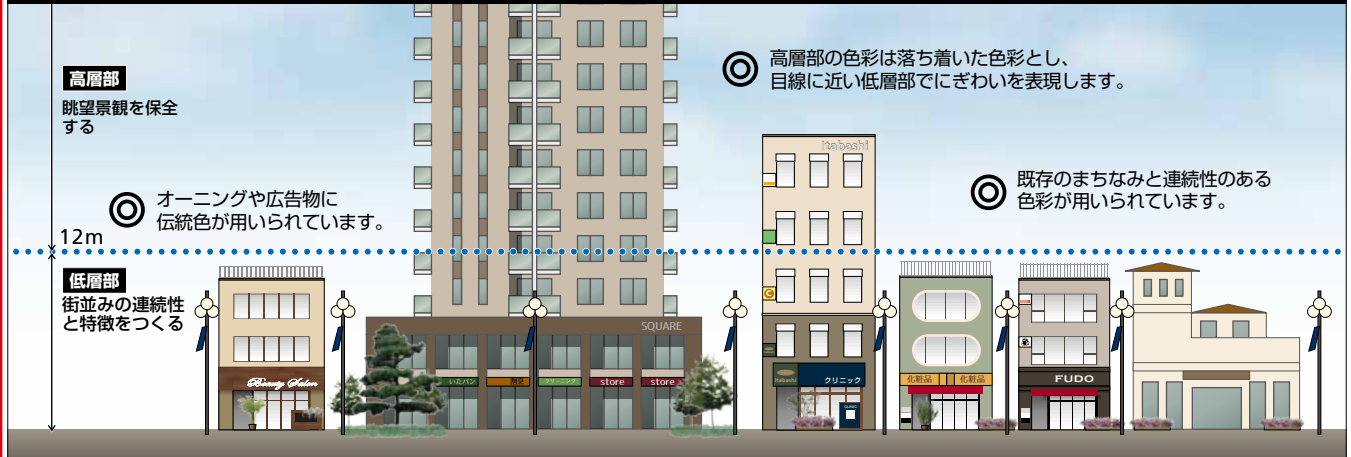
色彩景観形成のイメージ

板橋宿不動通り地区における色彩景観形成のイメージです。

景観形成のイメージ — 周辺景観との対比が強い例



景観形成のイメージ — 改善例

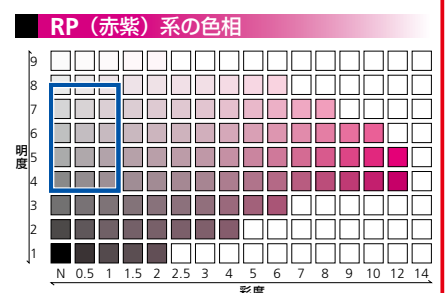
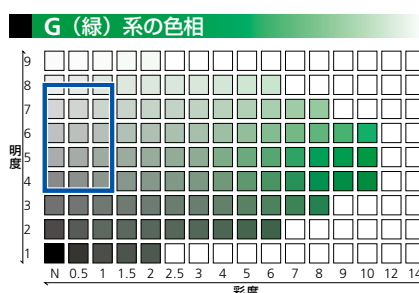
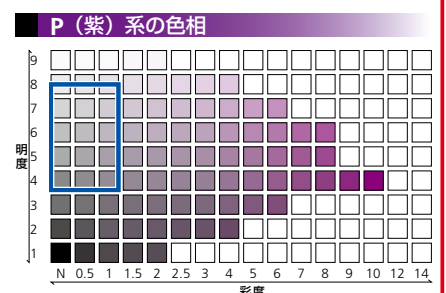
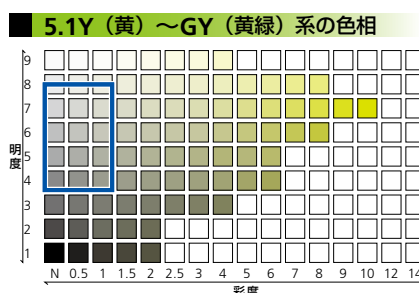
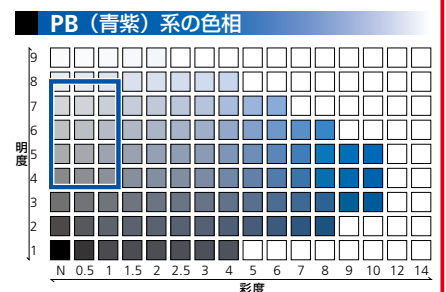
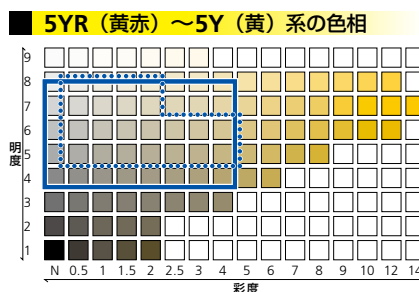
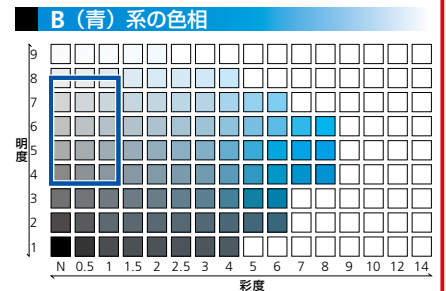
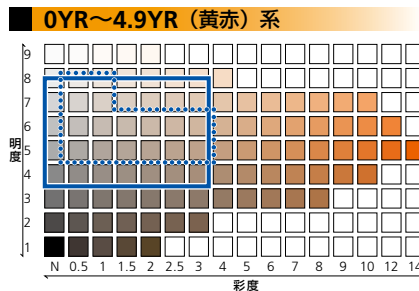
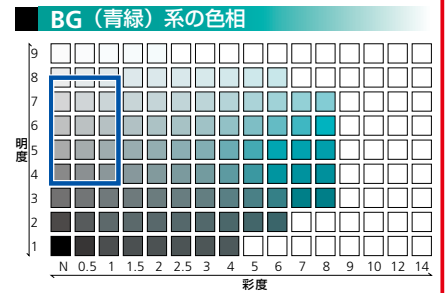
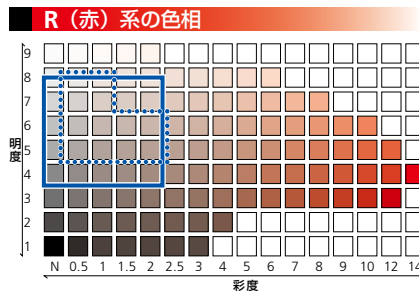


低層部の推奨する色彩の範囲

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	0R ~ 10R	4 以上 8.5 未満	2 以下
		0.0YR ~ 4.9YR		3 以下
		5.0YR ~ 5.0Y		4 以下
		その他		1 以下

高層部の推奨する色彩の範囲

基準の適用部位		色相	明度	彩度
高さ 12m 以上の部分	外壁 基本色	0R ~ 10R	5 以上 7 未満	2 以下
			7 以上 8.5 未満	1 以下
		0.0YR ~ 4.9YR	5 以上 7 未満	3 以下
			7 以上 8.5 未満	1 以下
		5.0YR ~ 5.0Y	5 以上 7 未満	4 以下
			7 以上 8.5 未満	2 以下



凡例

- 外壁基本色・低層部の推奨範囲
高さ12m未満の部分
- 外壁基本色・高層部の推奨範囲
高さ12m以上の部分

低層部・高層部の推奨する色彩の範囲の例

板橋宿不動通り地区において、外壁基本色に推奨する色彩の範囲の代表例です。

高層部 (高さ12m以上の部分) 低層部 (高さ12m未満の部分)	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	1.25Y8.0/1.0 [21-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	2.5Y8.0/1.5 [22-80C]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]
	10YR8.0/1.5 [19-80C]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.5/0.5 [19-75A]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	5.0Y7.5/0.5 [25-75A]
	7.5YR7.0/1.0 [17-70B]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	2.5Y7.0/1.0 [25-70A]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.0/1.0 [25-70B]	5.0Y7.0/0.5 [25-70A]
	5.0YR6.0/1.0 [15-60B]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	10YR6.0/1.5 [19-60C]	2.5Y6.0/1.0 [22-60B]	5.0Y6.0/1.0 [25-00B]
	5YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/2.0 [17-50D]	10YR5.0/3.0 [19-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	5.0Y5.0/0.5 [25-50A]
	5YR4.0/1.0 [15-40B]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	5.0Y4.0/2.0 [25-40D]	10Y7.0/1.0 [29-70B]	5.0GY6.0/1.0 [35-60B]
	5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y4.0/4.0 [22-40H]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]	5.0Y4.0/4.0 [25-40H]	5.0GY4.0/1.0 [35-40B]

上段はマンセル値、下段 [] は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根色の推奨する色彩の例

板橋宿不動通り地区において、屋根色に推奨する色彩の例です。

10R3.0/2.0 [09-30D]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	N5.0 [N-50]	5.0GY3.0/1.0 [35-30B]
10R2.0/1.0 [09-20B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	N4.0 [N-40]	5.0G4.0/1.0 [45-40B]
5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	N3.0 [N-30]	5.0PB3.0/1.0 [75-30B]



推奨する色彩を用いた配色の事例

外壁	吹付タイル	2.5Y8.5/2.0	
----	-------	-------------	--

外壁	タイル	10YR8.0/2.0	
外壁	タイル	10YR4.0/1.0	

外壁	吹付タイル	7.5YR7.5/2.0	
腰壁	タイル	10R5.0/4.0	

推奨する色彩を用いた配色の例

5.0YR3.0/1.0	7.5YR7.0/1.0	5.0YR4.0/4.0
--------------	--------------	--------------

N4.0	10YR8.0/0.5	10YR5.0/1.0
------	-------------	-------------

5.0GY3.0/1.0	2.5Y7.5/1.0
--------------	-------------

2.5Y7.0/1.0	2.5Y4.0/1.0
-------------	-------------

10YR7.5/1.0	10YR5.0/2.0
-------------	-------------

5.0Y8.0/0.5	5.0Y4.0/1.0
-------------	-------------

7 公共施設の色彩ガイドライン

7 公共施設の色彩ガイドライン

01 公共施設の役割

区では、公共施設による景観形成の指針として「公共施設景観形成ガイドライン」の策定を予定しています。そのため、ここでは、公共施設の色彩についての基本的な考え方を示すこととします。

景観の基盤を創る公共施設の色彩

道路や河川、公共建築物など、公共施設は規模が大きく、かつ長期間にわたって存在します。また、多くの区民が日常的に接し、来訪者にとっては地域の第一印象に影響を与える要素になります。こうしたことから公共施設の色彩は、地域の景観の基盤を整える役割を担っているといえます。

関係機関の連携と調整

公共事業には、関係部課をはじめ、国や都など、様々な機関が関わりをもちます。また、民間との連携が必要となる場合も少なくありません。公共施設の色彩選定にあたっては、こうした様々な関係機関の連携や調整が不可欠です。

公共建築物と周辺の広場や街路の調整、道路整備における舗装材と柵やポール、歩道橋などの調整、河川整備における護岸と柵、遊歩道の調整など、多くの機関が情報を交換し、将来像を共有しながら整備を進めていくことにより、空間を構成する様々な要素が違和感なく一体化した、景観の基盤と呼ぶにふさわしい質の高い公共施設を整備することができます。

際だつ色彩からなじむ色彩へ

公共施設は建築物や橋梁のように同じ場所にあり続けるものや、道路や河川のように継続的に整備・改修が繰り返されるものなど、時間的にも空間的にも地域の景観に大きな影響を与えます。こうした公共施設の特徴をふまえると、その色彩は周辺の景観から際だたせることよりもむしろ、地域の歴史や自然、既存の街並みなど、その場に蓄積されてきた景観になじませ、景観の「地」として、場の雰囲気を整えるべきものであるということができません。



■フェンスの色彩を落ち着いた色彩に修正したCGシミュレーション（他都市）

■石神井川の緑になじむ落ち着いた色彩の公共施設

▶▶▶ 参考となる色彩

国土交通省では、防護柵（ガードレール）について、景観になじみやすい指定色を定めています。

これらの指定色は、土や砂の色彩と共通性があり、建築物等に慣用されている10YRの色相を基本としています。

工作物の色彩を計画する際の参考にしてください。

色彩	色名	マンセル記号
	ダークブラウン	10YR2.0/1.0 程度
	グレーベージュ	10YR6.0/1.0 程度
	ダークグレー	10YR3.0/0.2 程度
	オフグレー	5.0Y7.0/0.5 程度



色彩の届出方法

建築物・工作物等の色彩は、マンセル表色系に基づく記号（マンセル値）によって届出を行ってください。

着色をした2面以上の立面図（縮尺 1/100 以上）に外壁等の仕上げの方法と色彩をマンセル値（色相・明度・彩度）で記入して提出してください。

マンセル値については、次の方法で調べることができます。

塗料用標準色見本帳で調べる

（社）日本塗料工業会が発行する塗料用標準色の色見本帳には、すべての色彩にマンセル値が記入されており、使用したい色彩のマンセル値を容易に調べたり、類推することができます。

この見本帳は、建築物や構造物、設備などの塗装によく使われる色を選定して2年ごとに発行されるもので、色彩計画の道具として大変便利です。

発行年度が違って番号が同じであれば基本的に同じ色を指します。

色票に(景)マークが付記された色は、国土交通省が推奨する景観に配慮した防護柵の色です。



色相	色相区分	マンセル色相	色相	色相区分	マンセル色相	明度区分	マンセル明度	彩度区分	マンセル彩度
R (赤)	02	2.5R	BG (青緑)	52	2.5BG	95	9.5	A	0.5
	05	5.0R		55	5.0BG	92	9.2	B	1.0
	07	7.5R		57	7.5BG	90	9.0	C	1.5
	09	10R		59	10BG	85	8.5	D	2.0
YR (黄赤)	12	2.5YR	B (青)	62	2.5B	80	8.0	F	3.0
	15	5.0YR		65	5.0B	75	7.5	H	4.0
	17	7.5YR		67	7.5B	70	7.0	L	6.0
Y (黄)	19	10YR	PB (青紫)	69	10B	65	6.5	P	8.0
	21	1.25Y		72	2.5PB	60	6.0	T	10.0
	22	2.5Y		75	5.0PB	55	5.5	V	12.0
	25	5.0Y		77	7.5PB	50	5.0	W	13.0
GY (黄緑)	27	7.5Y	P (紫)	79	10PB	40	4.0	X	14.0
	29	10Y		82	2.5P	30	3.0		
	32	2.5GY		85	5.0P	20	2.0		
	35	5.0GY		87	7.5P	10	1.0		
G (緑)	37	7.5GY	RP (赤紫)	89	10P				
	39	10GY		92	2.5RP				
	42	2.5G		95	5.0RP				
	45	5.0G		97	7.5RP				
	47	7.5G		99	7.5RP				
	49	10G							

建材・塗料メーカー等に問い合わせる

近年はマンセル値による届出が一般化しており、建材や塗料等のメーカーに問い合わせれば、マンセル値が判る場合が多くなっています。

どうしても調べられないときは

景観の届出窓口に建材の見本等を持参して頂ければマンセル値をお調べすることができます。

※印刷物やパソコンモニター、プリンター等からのプリントアウトの場合、色再現が正確でない場合があります。色彩の確認は、必ず実物の建材サンプルや色見本帳で行ってください。

周辺の街並みの色彩を調べてみましょう

塗料見本帳などを用いて、計画地周辺の建築物や景観資源の色彩を調べてみましょう。街並みとの調和や景観資源を生かす配色を考える手がかりになります。

建築物等の色彩は、単独で存在するのではなく常に周辺の色彩と関係しながら景色を創り出しています。周辺の景色に目を向ければ、基準に則した色彩の中でももっと「いい色」が見つかるかもしれません。

※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めましたが、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

“ひと、もの、まち” がバランスよく調和した景観をめざして

板橋崖線軸地区



石神井川軸地区



加賀一・二丁目地区



常盤台一丁目・二丁目地区



板橋宿不動通り地区



板橋区景観色彩ガイドライン | Color Scape Guidelines for Itabashi City

発行年月 令和5年3月 改訂

発行 板橋区 都市整備部 都市計画課
〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
tel.03-3964-1111 (代表)
ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

刊行物番号

05-000

本ガイドラインに関するお問い合わせは、都市計画課 都市景観係 までご連絡ください。
tel.03-3579-2549 (直通) fax.03-3579-5436 email : t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp

表紙の解説：各地区を代表する風景や建物の写真とそこで用いられている色彩を取り出したものです。

